

改正

平成20年2月29日訓令第3号

只見町在宅介護者リフレッシュサービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 町は、在宅で常時介護を要する寝たきり高齢者等を日常介護している者に対し、入浴サービス等を提供することにより、介護者（寝たきり高齢者等と同居し、主に介護を行っている者をいう。以下同じ。）の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために在宅介護者リフレッシュサービス事業（以下「事業」という。）を実施する。

(定義)

第2条 この要綱において「寝たきり高齢者等」とは、本町に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 疾病、老衰、身体障害等のため、寝たきりの状態が1箇月以上継続しており、その状態が今後も継続すると認められるか又は日常生活の用の大半に介助を必要とするおおむね65歳以上の者
- (2) 認知症の状態が1箇月以上継続しており、その状態が今後も継続すると認められ、かつ、日常生活の用の大半に介助を必要とするおおむね65歳以上の者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害程度が1級若しくは2級の者又はこれらと同程度の障害を有すると認められる65歳未満の者であつて、寝たきりの状態が1箇月以上継続しているか、又は日常生活の用の大半に介助を必要とする者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第4項の規定により判定された要介護状態区分が、要介護3以上の者

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は介護者とする。

(事業の実施施設)

第4条 この事業は、季の郷湯ら里、只見温泉保養センター、保健福祉センター等を利用して実施する。

(サービスの内容)

第5条 この事業のサービス内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 入浴サービス
 - (2) 食事サービス
 - (3) 休憩サービス
 - (4) 宿泊サービス
 - (5) 家族介護教室
 - (6) 送迎
 - (7) その他、町長が特に認めるもの
- (利用の申請)

第6条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、在宅介護者リフレッシュサービス利用申請書（様式第1号）により、町長に申請するものとする。

2 前項の申請書は、次の施設等を経由して申請することができる。

- (1) 只見町在宅介護支援センター
 - (2) 只見町社会福祉協議会
- (決定通知及び登録)

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに実態を調査し、高齢者サービス調整チームの意見を聞き、利用の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により利用を決定したときは、在宅介護者リフレッシュサービス利用決定通知書（様式第2号）により、利用が適当でないと認めたときは、在宅介護者リフレッシュサービス利用申請却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定により利用を決定したときは、在宅介護者リフレッシュサービス利用者台帳（様式第4号）に登録する。

4 在宅介護者リフレッシュサービス利用者台帳の登録者は、利用を受けようとする月の1週間前までに、利用希望月日を届け出なければならない。ただし、利用希望月日については、実施施設の都合等により調整することができるものとする。

5 町長は、在宅介護者リフレッシュサービスの利用を決定したときは、在宅介護者リフレッシュサービス依頼書（様式第5号）により実施施設に依頼する。

(変更)

第8条 介護者は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに町長に届けるものとする。

- (1) 主たる介護者の変更があったとき。

(2) その他、住所の変更等申請時の内容に変更が生じたとき。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、実施施設の長に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

(利用の廃止等)

第9条 町長は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業のサービスを廃止又は停止することができる。

(1) 町外へ転居したとき。

(2) 寝たきり高齢者等が入院したとき。

(3) 第2条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) その他、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定によりサービスを廃止又は停止したときは、速やかに申請者及び実施施設の長に対して通知するものとする。

(費用)

第10条 町長は、この事業の実施に要する経費及びこの事業を円滑に実施するために、寝たきり高齢者等のサービスに要する経費を支弁する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年2月1日より適用する。

附 則 (平成20年2月29日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年2月1日から適用する。

在宅介護者リフレッシュサービス利用申請書

年 月 日

只見町長

申請者氏名 住 所
⑩
電 話 番 号

下記のとおり在宅介護者リフレッシュサービスを受けたいので、只見町在宅介護者リフレッシュサービス事業実施要綱第6条の規定により申請します。

記

利用 者 氏 名 (介護者名)		要 介 護 者 との 続 柄		要介護者名	
要介護者の状況	別紙「在宅福祉事業利用者状況調書」のとおり				
希 望 す る サ ー ビ ス					
	入浴サービス				
	食事サービス				
	休憩サービス				
	家族介護教室				
	送迎サービス				
	宿泊サービス				
	その他（ ）				
※希望するサービスに○印を記入のこと					

年 月 日

様

只見町長 印

在宅介護者リフレッシュサービス利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった在宅介護者リフレッシュサービスの利用については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利 用 者 名	
利 用 施 設 名	
利 用 開 始 日	
サービスの内容	1 入 浴 2 食 事 3 休 憩 4 家族介護教室 5 送 迎 6 宿 泊 7 その他（ ）
備 考	

年 月 日

様

只見町長



在宅介護者リフレッシュサービス利用申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった在宅介護者リフレッシュサービスの利用については、下記の理由により認められませんでしたので通知します。

記

利用希望者名	
却下の理由	

様式第4号（第7条関係）

在宅介護者リフレッシュサービス利用者台帳

番号	要介護者 氏 名	性 別	生 年 月 日	介護者氏名 (続 柄)	住 所 (電 話)	開始年月日	区 分	ね た き り 度 等	備考
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	
		男・女	年 月 日			年 月 日	ね た き り (車椅子・ベット) 認知症・身 障	A ・ B ・ C + 2 ・ + 3 ・ + 4	

年 月 日

様

只見町長



在宅介護者リフレッシュサービス依頼書

在宅介護者リフレッシュサービスについて、別紙在宅介護者リフレッシュサービス利用者台帳のとおり利用者を決定したので、下記により依頼します。

記

利 用 者 氏 名	
利 用 日 時	
サ ー ビ ス 内 容	1 入浴 2 食事 3 休憩 4 宿泊